

うるま市保育所入所選考基準表

宛番号	申込年月日	年 月 日	希望保育施設		基準点(父)	基準点(母)	調整点	選考点
児童氏名		生 年 月 日		年 月 日	(a) 0	(b) 0	(c)	(a)+(b)+(c) 0

【算定方法】
 ○選考点は、「A.基準点」及び「B.調整点」を合算した点数とする。
 ○「A.基準点」・・・基準点は、父、母(以下「保護者」)それぞれに配点し、合算した点数を基準点とする。該当する類型(1~9)が複数ある場合には、点数の高い類型で認定する。
 ○「B.調整点」・・・調整点は、該当する内容(1~26)に配点する。該当する内容(1~26)が複数ある場合にはそれぞれの点数を合算した点数を対象児童の調整点とする。

【A. 基準点(保護者の状況に係る点数)】		基準点				認定時の留意点	
類型	区分	① 労働状況等による点数		② 労働調整点		基準点	
1. 就労(月64時間以上を常態とする) *採用予定を含む	勤務者 自営業者	月あたりの労働時間(休憩時間含む)		状 況		父 母	
		月200時間以上	24	●勤務者はすべて加点対象 ●自営業者で次の①~④のいずれかに該当する場合は加点対象 ①営業許可証等の写しが提出されていること ②確定申告(青色)をしていることが確認できること ③自営業申立書の第三者証明者が委託元代表者等であること ④その他自営業の実態があることが確認できる書類等が提出されていること	6	父	母
		月190時間以上200時間未満	23			①+②	①+②
		月180時間以上190時間未満	22				
		月170時間以上180時間未満	21				
		月160時間以上170時間未満	20				
		月150時間以上160時間未満	19				
		月140時間以上150時間未満	18				
		月130時間以上140時間未満	17				
		月120時間以上130時間未満	16				
		月110時間以上120時間未満	15				
		月100時間以上110時間未満	14				
月90時間以上100時間未満	13						
月80時間以上90時間未満	12						
月64時間以上80時間未満	11						
2. 妊娠・出産(妊娠中であるか又は出産後間がない)	認定条件 産前6週前の属する月始め(多胎14週前)から産後8週後の翌日が属する月末まで				点数	父	母
				24			
3. 疾病・障害(疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している)	区分	認定条件		点数	父	母	
疾病・負傷(診断書)	在宅療養	長期入院	おおむね1月以上の入院加療を要するとの医師の診断	30			
			週40時間以上の保育軽減を必要とする医師の診断	26			
			週35時間以上の保育軽減を必要とする医師の診断	24			
			週25時間以上の保育軽減を必要とする医師の診断	20			
			週20時間以上の保育軽減を必要とする医師の診断	18			
			週16時間以上の保育軽減を必要とする医師の診断	17			
障害認定(手帳)		身体障害者手帳2級/精神障害者保健福祉手帳1級/療育手帳A1、A2/障害年金1級		30			
		精神障害者保健福祉手帳2級/障害年金2級		27			
		身体障害者手帳3級/療育手帳B1 身体障害者手帳1級~3級以外/精神障害者保健福祉手帳3級/療育手帳B2		15			
4. 介護・看護(長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している)	認定条件				父	母	
	介護(看護)時間数(週)	点数	備考				
	週40時間以上の介護(看護)を常態とする	26	「介護(看護)時間数(週)」及び「認定期間」は、医師の診断書及び介護(看護)状況申告書により判断する。				
	週35時間以上40時間未満の介護(看護)を常態とする	24					
	週25時間以上35時間未満の介護(看護)を常態とする	20					
	週20時間以上25時間未満の介護(看護)を常態とする	18					
	週16時間以上20時間未満の介護(看護)を常態とする	17					
5. 災害復旧(災害の復旧にあつた)	認定条件 震災・風水害・火災・その他の災害				父	母	
		30	災害の復旧にあたる期間を認定期間とする。				
6. 求職活動中	認定条件 求職中のため日中外出する場合(起業準備を含む。)				父	母	
		9	原則、求職活動開始から90日間が経過する日が属する月の末日までを認定する。				
7. 就学・職業訓練	認定条件				父	母	
学校教育法で定める学校、専修学校その他の各種学校及びこれらに準ずる教育施設に在学している 又は 公共職業能力開発施設にて行う職業訓練等を受けている	月160時間以上		26	備考	父	母	
	月140時間以上160時間未満		24				
	月120時間以上140時間未満		22				
	月90時間以上120時間未満		19				
	月64時間以上90時間未満		18				
	上記学校が通信制の場合		9				
8. 虐待・DV	区分	認定条件		点数	父	母	
虐待	DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること		30			
		DV被害のため家庭内保育が困難であると認められること		30			
9. 市長が認める前各号に類する状態である	認定条件 その他うるま市長が認める状態				父	母	
			30	備考			

【B. 調整点(家庭の状況に係る点数)】		調整点		備考				
区分	内容	点数	備考	区分	内容			
世帯状況	1. 保護者(父及び母)の不在で、祖父母等が保育	100	現に監護を行うものが児童手当を受給している	就労状況	14. 保育士有資格者(就労または就労予定のもの)	200	県内で保育士として従事しているもの(保育補助を除く) ※県内の認可保育所(小規模含む)、認定こども園での就労を対象とする。(幼稚園教諭または看護師がみなし保育士として従事する場合を含む) ※認可外保育所、企業主導型保育所は対象外	
	2. 保護者(父又は母)の不在	30	死別・離別・離婚調停中・行方不明・拘禁等		15. 幼稚園教諭有資格者(就労または就労予定のもの)	200	市内で幼稚園教諭として従事しているもの(保育補助を除く) ※公立幼稚園、認定こども園での就労	
	3. 保護者(父又は母)の単身赴任	5	沖縄本島外への単身赴任		16. きょうだい児入所園への入所希望(在園児)	10	きょうだい児が在園している園への転園希望で入所月にきょうだい児が在園している場合	
	4. ひとり親世帯(母子・父子)	10	児童扶養手当受給者等 ※「児童扶養手当証書」、「児童扶養手当認定通知書」、「母子・父子家庭等医療費助成金受給資格者証」等により確認する		17. きょうだい児入所園への入所希望(新規申込)	5	きょうだい児が在園している園への新規申込で、入所月にきょうだい児が在園している場合	
	5. 準ひとり親世帯(母子・父子)	5	現に父母が事実上の離婚状態にある場合(離婚調停中、拘禁等) ※申立書・裁判所発行の書類等により確認する		18. 小規模保育事業等の卒園児童	500	希望(案内予定)保育施設と連携施設に前年度3月に在園(見込)していること	
	6. 社会的養護が必要な児童がいる世帯	100	里親世帯等		19. 継続在園児(4月1日付入所承諾児童の選考時)のみ使用)	500	希望(案内予定)保育施設と同一の保育施設に前年度3月に在園(見込)していること	
	7. 生活保護世帯	5	生活保護受給証明書等により確認する		20. 期間内申込	6	一斉申込期間内に申込書、その他必要書類が受理された場合(4月入所承諾児童の選考時のみ)	
	8. 障がい者がいる世帯(住民票同一世帯) ※障がい者が申込児童本人、きょうだい姉妹及び扶養義務者の場合	6	障害者手帳、療育手帳の写し等により確認する		21. 個別支援保育を必要とする子	250	個別支援保育を必要とする子がある場合	
	9. 障がい者がいる世帯(住民票同一世帯) ※障がい者が「上記8.」以外の場合(祖父父、叔父、叔母等)	3	障害者手帳、療育手帳の写し等により確認する		22. 市外住民	-150	入所選考時点で市外住民の場合 ※転入予定者を除く	
	10. 多子世帯(こども3人以上)	6	保護者が扶養する別世帯のこども(県外在住等)も対象とする 同居祖父父母が「60歳以上」または「就労等」のいずれかに該当する場合も加点		23. 過去に勤務証明書において、虚偽の申告をしたことがある者	-30		
	11. 同居祖父父母なし	9			24. 保育料未納(滞納)	-100	納付相談がない、または、誓約どおり支払いができていない等の場合	
	就労状況	12. 育児休業明け	3		保育所入所により育児休業から職場復帰できる場合(就業規則に基づく育児休業が対象)	25. 虐待又はDVのおそれがある場合	300	児童相談所等からの依頼・通知等、保育の必要性が分かる書類で判断する
		13. 育児休業延長希望者	-100			26. その他家庭状況等から、特に選考点の調整を要すると認められる場合	100	うるま市長が認めるもの